

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
遊興施設等 (第11号)	キャバレー	1 飲食店許可なし ●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
	ナイトクラブ	●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
	ダンスホール	
	スナック	
	バー（接待や遊興を伴うもの）	●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）
	ダーツバー	
	パブ	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けることを要請（法第24条第9項）
	性風俗店	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	2 飲食店許可あり (1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗
	カラオケボックス	●営業時間の短縮（5時から21時）を要請（法第24条第9項）
	射的場	●同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項）
	ライブハウス	●11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする
	場外馬（車・舟）券場	(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ●営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ●酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項）
		●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項）
		●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）
		1、2共通の要請 ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
運動施設 (第9号)	体育館	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）
	水泳場	以下の①、②のいずれか小さい方
	ボウリング場	①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内
	スケート場	②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
	テニス場	
	柔剣道場	●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	弓道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
遊技場 (第9号)	マージャン店	● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
	パチンコ屋	● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	ゲームセンター	● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
		● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
		● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
遊技場 (第9号)	テーマパーク	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）</p>
	遊園地	<p>以下の①、②のいずれか小さい方</p> <p>①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方</p>
		<p>●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</p>
		<p>●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		<p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）</p>
		<p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</p>
		<p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）</p>

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
劇場等 (第4号)	劇場	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）
	観覧場	以下の①、②のいずれか小さい方
	演芸場	①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内
	映画館	②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方
	プラネタリウム	
		●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
		●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
カラオケボックス等 (第4号)		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）
	公会堂	以下の①、②のいずれか小さい方
	展示場	①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内
	貸会議室	②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方
	文化会館	
	多目的ホール	
		●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
		●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）
		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
博物館等 (第10号)	博物館	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 以下の①、②のいずれか小さい方 ①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 ②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
		●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
		●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）</p>
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<p>以下の①、②のいずれか小さい方</p> <p>①収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>②人数上限 5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きい方</p>
		<p>●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</p>
		<p>●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		<p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）</p>
		<p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</p>
		<p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）</p>

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
	ペット美容室（トリミング）	●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	宝石類や金銀の販売店	●百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等の実施を要請 (法第24条第9項)
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
	古物商（質屋を除く。）	●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
	金券ショップ	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）
	古本屋	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、 要請・協力依頼の対象外とする。
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	※2 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、 高級宝飾雑貨 等
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	整体院（※1）	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	豪奢品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等）	
	美術品販売	
	展望室	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
飲食店等 (第14号) (宅配・テークアウトを除く。)	飲食店	<p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮（5時から21時）を要請（法第24条第9項） ●同一群体の同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ●11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ●酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	タピオカ屋	
	居酒屋	
	屋形船	
	バー（接待や遊興を伴わないもの）	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
医療施設（※）	病院	時短要請等対象外
	診療所	※ 国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は以下のとおり。 ●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	接骨院	
	柔道整復	
		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）
生活必需物資販売施設 (豪奢品（※1）を除く)	卸売市場	時短要請等対象外
	食料品売り場（※2、※3）	※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）（※3）	※2 移動販売店舗を含む。
	スーパー・マーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	※3 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	ショッピングモール（生活必需品売場）（※3）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
住宅・宿泊施設	ホテル	時短要請等対象外
	カプセルホテル	
	旅館	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	時短要請等対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	時短要請等対象外
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	時短要請等対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	事務所	
	官公署	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
その他 (豪奢品※を除く。)	貸倉庫	時短要請等対象外 ※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等
	郵便局	
	メディア	
	不動産業者	
	火葬場	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
学校 (第1号)	幼稚園	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底 ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図ること
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等 (第3号)	大学	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
集会場等 (第5号)	結婚式場	<p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮（5時から21時）を要請（法第24条第9項） ●同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ●11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ●酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けることを要請（法第24条第9項） ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容
集会場等 (第5号)	葬祭場	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
博物館等 (第10号)	図書館	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
	ネットカフェ	
商業施設 (第12号)	銭湯（※）	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
	理容室	
	美容店	
	質屋	
	貸衣装屋	
	クリーニング店	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	時短要請対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●オンラインの活用等の協力を依頼
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	